

法テラスをとりまく最近の動向

■刑事司法改革にかかわる動き

被疑者国選弁護人選任範囲の拡大による事件増

被疑者国選弁護人の選任対象事件の範囲の拡大を含む刑事訴訟法等の一部を改正する法律が平成27年に第189回通常国会に提出されたが、本国会では審議されなかった。国会で審議のうえ成立すれば、その施行は公布の日から起算して2年を超えない範囲内において政令で定める日とされている。

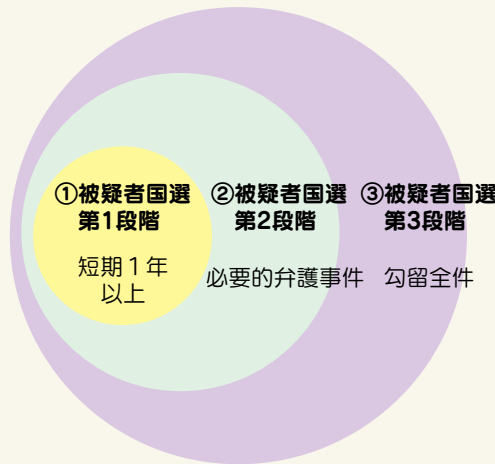
被疑者国選弁護人の選任対象事件の範囲は、刑事訴訟法第37条の2で定めており、死刑又は無期若しくは長期3年を超える懲役若しくは禁錮に当たる事件で勾留状発付及び請求がされた事件との条件が付されているが、改正法案は、このうち、

死刑又は無期若しくは長期3年を超える懲役若しくは禁錮に当たる事件という規定を削除し、すべての勾留状発付及び請求がされた事件に拡大することとしている。

これにより想定される事件数増は、現在の被疑者国選対象事件の約34%増と予想される（平成25年統計からの推計）。

対象事件の範囲は、平成18年10月の制度導入時には、死刑又は無期若しくは短期1年以上の懲役若しくは禁錮に当たる事件に限られていたが、その後、平成21年5月から現行のものとなり、今回それをさらに拡大しようとするものである。

資料 動向-1 被疑者国選弁護事件の対象範囲の拡大



①被疑者国選第1段階対象事件

刑訴法 37 条の 2 (H18 年 10 月以降)：死刑・無期・短期 1 年以上の懲役・禁錮に当たる勾留事件
(例) 殺人、強盗致死傷、強姦致死傷、傷害致死、現住建造物等放火、偽造通貨行使、強制わいせつ致死傷、営利目的の覚せい剤輸出入、危険運転致死 強盗、強姦、有印公文書偽造等

②被疑者国選第2段階対象事件（①を含み約 8 万 5000 件・平成 25 年統計から算出）

刑訴法 37 条の 2 (H21 年 5 月以降)：死刑・無期・長期 3 年を超える懲役・禁錮に当たる勾留事件
(必要的弁護事件)
(例) (①のほか) 窃盗、傷害、詐欺、恐喝、横領等

③被疑者国選第3段階対象事件（①②のほか約 2 万 9000 件・平成 25 年統計からの推計値）

刑訴法 37 条の 2: 勾留全件
(例) (①、②のほか) 公務執行妨害、犯人蔵匿、証拠隠滅、証人威迫、住居侵入、公然わいせつ、贈賄、暴行、過失傷害、過失致死、脅迫、強要、名誉棄損、遺失物横領等